

令和 2 年 5 月 2 日現在

機関番号：32621

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K16982

研究課題名(和文)近代立憲主義における他者の不在の克服 - 全体性と無限を通じた公共性の再編

研究課題名(英文)Overcoming the Absence of Others in Modern Constitutionalism- How We can Reconstitute the Public through Totality and Infinity

研究代表者

江藤 祥平 (ETO, SHOHEI)

上智大学・法学部・准教授

研究者番号：90609124

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の成果は、「他者」という切り口から、日本の立憲主義の再定位を試みたところにある。多様な個人の集まりを「われら日本国民」へと昇華させるためには、ノモス(人間が意味を志向するところに成立する規範世界)とナラティブ(無味乾燥な法規範を豊かなものとする物語)という二つの装置が必要となることを、西洋諸国の経験から明らかにした。その上で、立憲主義の実現には、自己という存在を根底から揺さぶる他者と不断に直面することへのコミットメントが必要であることを明らかにした。その主な成果は『近代立憲主義と他者』(岩波書店)に収められている。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的意義は、わが国で動揺を続ける近代立憲主義という概念を「他者」という見地から再構築することで、その成立に必要な諸条件を明らかにしたところにある。その正当性を疑われることの少ない民主主義に対して、立憲主義は民意を否定してまでも自己の意見を押しつけようとするところから、権威主義と誤解されがちである。しかし、本研究は西洋諸国の経験を通じて、本来の立憲主義が多様な他者に関われたものであり、それによって初めて民主主義が可能となる性質をもつことを明らかにしたところに、社会的意義が認められる。

研究成果の概要(英文)：This study attempted to reposition Japanese constitutionalism from the perspective of "others" in the sense of existential philosophy. Western experience has shown that in order to bring the individual pieces into one Nation, it is essential to have two devices: Nomos (a normative world established where human beings aspire to meaning) and Narrative (stories that enrich legal codes), both of which are often overlooked in Japanese discourse. The study concluded that the realization of constitutionalism is only possible where individuals are determined to face others who fundamentally shake or even deny the existence of the self. The main achievements of this research can be found in "Modern Constitutionalism and Others" (Iwanami Shoten).

研究分野：憲法学

キーワード：憲法 公法 法哲学

1. 研究開始当初の背景

本研究を開始するきっかけは、その当時わが国において立憲主義の概念が激しく動揺していたという事情がある。日本の憲法は、敗戦の結果として手に入れられたものであるから、憲法が動揺すること自体は珍しいことではない。しかし、今回は憲法そのものではなく、講学上の立憲主義という概念が批判の対象となったところに目新しさがあった。すなわち、立憲主義は多数者の利益を覆してでも守られねばならない権利の存在を前提とするが、実はそれは「護憲派」のイデオロギーにすぎず、民主主義を否定するものではないかという批判が、憲法学の内外を問わず巻き起こってきたのである。

この点、従来から憲法学は、立憲主義の正当化論を展開してきた。それは近代的自我を守るためには、人権保障を基本とする立憲主義が必要になるという説明である。しかし、この近代的自我を自明の前提とする考え方は、必ずしも十分な説得力を発揮してこなかった。一つには、この近代的自我じたいが西欧の特殊な歴史的背景のもとに生まれてきたという事情がある。西欧の文化的背景を共有しない日本において、近代的自我の概念をそのまま持ち込んで、議論の説得力はそれほど強くない。いま一つは、この近代的自我は「自我」に重きを置くあまり、「他者」との関係性を構築できないという点である。他者の不在は、憲法が自我のみならず、他者との関係性の上に成り立つ公共性の学問であることを考えると、致命的な問題点であった。

2. 研究の目的

以上を踏まえて、日本における立憲主義がまだ政治的左右の対立を超えられていないのは、立憲主義の概念の批判的検討が不十分だからであるという問題意識の下、本研究は立憲主義の再定位を試みることを目的とした。その際に注目したのが、これまで近代的自我の陰に隠れてきた「他者」という視点である。この他者概念は、特に20世紀に入ってから実存哲学においては注目されてきたが、これまで憲法学では正面から取り上げられることはなかった。それは、他者という概念が近代的自我を脅かす存在だからである。憲法学が個人にこだわりを見せ続けたのも、この個人が他者にのみこまれることを憂慮してのことである。

しかし本研究は、むしろこの他者との関係性こそが、近代的自我を深層で支えるものであるとの仮説を立てて、立憲主義の歴史的・思想的検討を進めることにした。実際、日本では逆説的な関係にあると説かれることの多い立憲主義と民主主義であるが、立憲主義の母国である西洋諸国では両者はむしろ連続的な関係にあると考えられている。これは必ずしも民主主義が自己利益の集合体とは考えられていないことを示している。その証拠に、「われら人民」というナショナリズムを語ることは、西洋諸国では立憲主義の事とされている。これに対して、日本では個人のレベルでのみ立憲主義を語ろうとしてきたために、立憲主義の虚構性が際立っていた。

かくして、本研究では、憲法前文にある「われら日本国民」という抽象的・観念的な統一体に到達するための道筋を、理論的・思想的観点から明らかにすることを目的に設定した。

3. 研究の方法

本研究の方法として採用したのが、現象学的還元という方法論である。現象学的還元は、世界の超越的存在を自明とする自然的態度を反省することで、純粹意識の領野から世界の意味を問うものである。憲法学でこの現象学的還元の方法に依拠して国家の本質を見極めようとしたのが、尾高朝雄のノモス主権論である。「正しい統治意思の理念」ないし「政治の矩」を意味するこのノモスという概念を手掛かりに、本研究では「われら日本国民」という客観的意味の精神形態がいかにして可能になるかを明らかにすることにした。

そこでまず注目したのが、立憲主義の母国とされる西洋諸国において「我々」存在がいかに成立したのかという比較法的検討である。従来、人々は「自己保存欲求」(ホップズ)ゆえに社会状態へ移行すると説明されてきたが、この説明は暗黙の裡に超越的視点を導入する点で社会公共の成立を自明視しているとの批判は免れない。むしろ、現象学の観点からすれば、人間は意味を志向する存在であり、この意味が織りなす規範世界(ノモス)に生きているとみるのが妥当である。本研究では以上の認識の下、この見方を採用するアメリカ憲法研究者のロバート・カヴァーによる“Nomos and Narrative”という論文を解釈することにした。

この“Nomos and Narrative”を読む目的は、第一に、法=ノモスは、物語と呼ばれる有機的意味連関にはめ込まれていることを知るためである。歴史学や心理学ではなじみの深いこのナラティブ・アプローチの手法は、法学では長らく敬遠されてきた。しかし、「我々」存在の意味を際立たせるのがその背後にある物語であることは、アメリカやイスラエルの「我ら人民」が建国の物語によって支えられていることからわかる。第二に、法とは「意味的全体性」の観念によって支えられており、それはコミットメントによって可能になることを知るためである。そこではハイデガーの現象学に依拠しつつ、法解釈にはコミットメントが伴うことを示すことにした。

しかし、全体性の概念は必然的に排除の論理を伴うことは、アメリカ憲法の「我ら人民」に女性や奴隷、先住民は含まれていなかったという歴史的経験が示している。そこで本研究の最後の課題として、既定の「我ら人民」を炸裂させる真の意味での「他者」概念を追究するものとした。そこで注目したのが「ユダヤ思想」である。ユダヤの法体系は、国家の暴力を要することなく、

義務の体系をつくり上げてきた。それはネーションステートという明確な輪郭をもって立憲国家をつくり上げてきた西洋諸国とは、別の可能性を示すものであった。これを本研究では「無限」と呼んで、その現象学的意義を追究することとした。

最後に、以上の他者論から見てきた立憲主義のかたちが、日本の立憲主義とどう接合されるのかを検討することにした。そこでは憲法9条というこれまで異質とされてきた他者を、日本の立憲主義と整合的に理解する方向性も探るものとした。

4. 研究成果

本研究の主な成果は、5回にわたり大学紀要に連載した「近代立憲主義と他者（一）～（五・完）」国家学会雑誌（2016-2017）および『近代立憲主義と他者』（岩波書店、2018）において取りまとめられた。そこで明らかにされたのは、近代的自我を基本とする立憲主義の実現には「他者」との関係性が不可欠であること、とりわけ法がノモスと物語から成るという動態的視点をなくして、立憲主義がその国に真に根づくことはないという認識である。従来、日本の立憲主義の弱点は市民革命の不在が原因であるとされてきたが、それは結果であって原因ではない。原因はむしろ、自己統治する主体性の不在にあり、それが他者の自覚の欠如として現れてきたのである。

本研究の国内におけるインパクトは、立憲主義が法律専門家の独占的な概念であるという誤解を解いて、それが一般国民に広く根差したものであることが示された点にある。すなわち、法をノモスと物語の観点からとらえるということは、現在は国家権力の装置としてしか機能していない法を、広く国民のものであるという認識に改めるということである。これによって、立憲主義と民主主義の接続可能性が示され、今後日本において立憲主義が民主主義と同様に育まれる可能性が生まれると考えられる。また、海外におけるインパクトは、自国第一主義が加速する諸外国において、立憲主義が他者に開かれていることを示すことは、自身の足元を見直すきっかけになると思われる。

本研究の今後の展望は、大きく2つの方向から見定められる。一つは、日本における象徴天皇制の問題である。日本の公共性は歴史的に天皇制が占めてきた側面があり、それが今日の立憲主義とどう折り合いがつくのか実は未解決の問題である。この点を今後さらに明らかにしなければ、日本における他者概念を中心とする立憲主義の可能性は拓けてこないであろう。もう一つは、比較法的考察の問題である。特に、立憲主義をこの他者の概念から組み変えるというときに、これまでの英米独仏に限られない広い視野から立憲主義の比較法的検討を推し進める必要がある。立憲主義とはその国のかたちであり、それは決して一つのかたちに定まるものではない。先進諸国に限られない多様な国々との立憲主義の制度比較を通じて、より立憲主義の理論的基盤は強固なものになると考えられる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計12件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 江藤祥平	4. 巻 91巻3号
2. 論文標題 代表制 再現なき時代に	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 98-101
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 江藤祥平	4. 巻 91巻8号
2. 論文標題 権利/人権 - 義務の不在	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 94-97
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 江藤祥平	4. 巻 783
2. 論文標題 近代立憲主義という名のエチュード	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 10-15
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 江藤祥平	4. 巻 31
2. 論文標題 公 の過小と過剰 国家と個人の狭間で	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 憲法問題	6. 最初と最後の頁 3-14
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 江藤祥平	4. 巻 29
2. 論文標題 論究の芽「個人の尊重」について：「ベルソナ的国家観」の行方	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 148-155
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 江藤祥平	4. 巻 130 5=6
2. 論文標題 近代立憲主義と他者（5）	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 国家学会雑誌	6. 最初と最後の頁 1-68
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 江藤祥平	4. 巻 440号
2. 論文標題 主権と他者	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 22-27
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 江藤祥平	4. 巻 22号
2. 論文標題 憲法を支えるもの	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 4-11
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 江藤祥平	4. 巻 129 7=8
2. 論文標題 近代立憲主義と他者(1)	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 国家学会雑誌	6. 最初と最後の頁 1-66
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 江藤祥平	4. 巻 129 9=10
2. 論文標題 近代立憲主義と他者(2)	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 国家学会雑誌	6. 最初と最後の頁 1-65
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 江藤祥平	4. 巻 129 11=12
2. 論文標題 近代立憲主義と他者(3)	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 国家学会雑誌	6. 最初と最後の頁 1-68
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 江藤祥平	4. 巻 130 1=2
2. 論文標題 近代立憲主義と他者(4)	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 国家学会雑誌	6. 最初と最後の頁 1-65
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 2件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 江藤 祥平
2. 発表標題 公の過小と過剰 - 国家と個人の狭間で
3. 学会等名 全国憲法研究会（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Shohei Eto
2. 発表標題 The Meaning of the Japanese Emperor in Japan's Constitutional System
3. 学会等名 The 8th Asian Constitutional Law Forum（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 江藤 祥平	4. 発行年 2018年
2. 出版社 岩波書店	5. 総ページ数 365
3. 書名 近代立憲主義と他者	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------	---------------------------	-----------------------	----